

年間分

〒

① 令和 年 2月請求分 (1月診療分) - 令和 年 1月請求分 (12月診療分)

保険医療機関等コード	被振込銀行	振込日

区分	件数	点数	決定額	過誤調整額	確定額
一般	140	2,100,000	15,000,000	-20,000	14,980,000
一般高額	50	2,000,000	5,000,000	-5,000	4,995,000
退職	1	40,000	300,000		300,000
退職高額	1	40,000	110,000		110,000
公費	60	2,050,000	600,000	-10,000	590,000
後期高齢者	110	1,500,000	14,000,000	-60,000	13,940,000
後期高齢者高額	40	1,400,000	2,000,000	-4,000	1,996,000
公費(後期)	40	1,400,000	400,000		400,000
合計			37,410,000	-99,000	37,311,000

④ 振込総額 37,311,000

・ この通知書は、所得申告等に利用していただくために大切に保存下さい。
 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療における「過誤調整額」の内訳は、別封にて送付する過誤調整結果通知書及び公費負担医療過誤調整結果通知書でご確認下さい。(柔道整復療養費は除く)
 ・ 国民健康保険と後期高齢者医療において生じた端数及びマイナス金額について、制度間の調整はいたしません。
 ※この通知書は、医科、歯科、調剤、訪問看護及び柔道整復療養費(国保分)の共通様式となっていますので、請求した項目のみの決定通知書としてご利用願います。
 なお、柔道整復療養費は本会に支払代行業を委託した保険者分の支給額(合計)となります。

①「請求年月(診療分) - 請求年月(診療分)」

令和〇年2月請求分(1月診療分) - 令和〇年1月請求分(12月診療分)と表記のあるものが年間合計分の通知となります。

なお、この表記については全ての医療機関等を一律に作成しているため、年途中で開設または廃業された場合でもすべて同じ表記になります。

※月分と月分の間にある『-』は、「マイナス」ではなく「~(から)」という意味です。

※月次の決定通知書は、令和〇年〇月請求分(〇月診療分)となり表記が異なります。

②「振込日」

年間合計分は振込日欄は空欄で作成されます。

③「件数~確定額」

2月請求から翌年1月請求までの月次の決定通知書を区分ごとに足しあげた合計です。

但し、確定額欄がマイナスかつ振込総額が空欄となった月の決定通知書については、年間合計の通知書には含まれません。

④「振込総額」

2月請求から翌年1月請求までの1年間の振込額を合算した金額です。

【発送時期等】

年間合計の通知書については、毎年2月中旬~下旬ごろに発送いたします。

また、年間合計の通知書と月次の通知書は別々にお送りいたします。

【源泉徴収】

本会からお振込みをした診療報酬等については源泉徴収されていません。

【決定通知書のダウンロードの可否】

年間合計の決定通知書については、オンライン請求を行っている保険医療機関等でもダウンロードの対象外となります。

*月次分の決定通知書(診療(調剤)報酬等)については、ダウンロードが可能です。